

感染症予防対策に関する指針

医療法人社団 湖聖会

1. 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的考え方

介護老人保健施設キーストーン（以下「当施設」という）では、施設利用者が使用する当施設内の物品及び提供するサービスについて、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行い、当施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的に、感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための指針を定め、施設利用者の安全確保を図ることとする。

2. 感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する体制

（1）感染防止委員会（以下「委員会」という）の設置

ア. 設置目的

感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討することを目的に設置。

イ. 委員長の任命

感染症防止委員長（以下「委員長」という）は看護職員が行う。

ウ. 委員会の構成員

（ア）施設長

（イ）看護職

（ウ）介護職

（エ）リハビリ職

（オ）管理栄養士（栄養）

（カ）相談部（介護支援専門員または支援相談員）

（キ）事務職員

（ク）その他施設長が必要と認めるもの

エ. 委員会の開催

月に1回、委員会を開催。

オ. 委員会の役割

（ア）感染症予防対策及び発生時の対応策の立案

（イ）指針、マニュアル及びフローチャートやポスター等の掲示物の作成

（ウ）発生時における施設内連絡体制及び行政機関等への連絡体制の整備

（エ）利用者、職員の健康状態の把握と対応策の立案

（オ）委託業（清掃・食品業者等）への感染症・食中毒まん延防止のための指針の周知

制定日 2023年10月1日

感染予防対策に関する指針

改訂日

- (カ) 施設内感染対策に関する職員への研修の企画及び実施
 - (キ) 感染症の予防及びまん延防止のための訓練（シミュレーション）の実施
 - (ク) 施設内感染対策に関する職員への啓蒙（周知徹底）
 - (ケ) その他、感染関連の検討が必要な場合の対処
- カ. 感染症・食中毒の予防・まん延防止における各職種の役割
- (ア) 施設長又は施設の代表者
 - ① 感染症・食中毒の予防、まん延防止体制の総括責任
 - ② 感染症発生時の行政報告
 - (イ) 看護職員
 - ① 医師、協力病院との連携を図る
 - ② ケアの基本手順の教育と周知徹底
 - ③ 衛生管理、安全管理の指導
 - ④ 外来者への指導
 - ⑤ 予防対策への啓蒙活動
 - ⑥ 早期発見・早期予防の取り組み
 - ⑦ 経過記録の整備
 - ⑧ 職員への教育
 - (ウ) 管理栄養士
 - ① 食品管理、衛生管理の指導
 - ② 食中毒予防の教育、指導の徹底
 - ③ 医師、看護職員の指示による利用者の状態に応じた食事の提供
 - ④ 緊急時連絡体制の整備
 - ⑤ 経過記録の整備
 - (エ) 相談部
 - ① 医師、看護職員との連携を図り、予防、まん延防止対策を強化
 - ② 緊急時連絡体制の整備（行政機関、施設、家族）
 - ③ 経過記録の整備
 - ④ 家族への対応
 - ⑤ 各職種別教育
 - (オ) 介護職員
 - ① 各マニュアルに沿ったケアの確立
 - ② 多職種との連携
 - ③ 利用者の状態把握
 - ④ 衛生管理の徹底
 - ⑤ 経過記録の整備

(2) 職員の健康管理

- ア. 夜間勤務に係る職員は年2回、他職員は年1回の健康診断を実施。
- イ. 新型コロナウイルス・インフルエンザ等の予防接種については接種の意義、有効性、副作用の可能性等を職員へ十分に説明し、同意を得て予防接種を行なう。
- ウ. 職員が感染症を罹患している場合は感染経路の遮断の為、完治に至るまで適切な対応を講じる。

(3) 記録の保管

感染対策委員会の審議内容等、施設内における感染対策に関する諸記録は5年間保管する。

3. 職員に対する教育・研修

介護に携わる全ての従業員に対して、感染症対策の基礎知識の徹底を図るとともに指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの取行を図り、職員教育を行う。

- (1) 定期的な研修の実施（年2回以上）
- (2) 新任職員への教育・研修の実施
- (3) 感染症が発生した場合に備えた訓練（シミュレーション）の実施（年2回以上）
- (4) 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

4. 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本方針

(1) 感染症・食中毒の予防及びまん延防止の体制にて担当者の決定、委員会の設置など施設全体で取り組む。

(2) 平常時の対応

ア. 施設内の衛生管理

当施設では感染症・食中毒の予防・まん延防止の為、施設内の衛生保持に努める。

また、手洗い場や汚物処理室の整備と充実に努め、日ごろから整理整頓を心掛け、換気・清掃・消毒を定期的実施し、施設内の清潔保持に努める。

イ. 感染症対策

利用者の感染徴候が見られた際は感染症マニュアルに則り、感染症・食中毒の予防及びまん延防止に努めていく。また日常的に直接介助及び処置などに携わる職員は手洗い、消毒を徹底し、必要に応じてマスク等の個人用防護具（PPE）を着用。特に血液・体液・排泄物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処する。感染徴候の早期発見の為、日々の健康状態の把握に努める。

ウ. 施設内で取り決めた衛生管理・感染対策について外来者に対して周知徹底を図り、感染予防・まん延防止を図る。

(3) 感染時の対応

万が一、感染症及び食中毒が発生した場合、当施設は利用者の生命や身体に重大な影

響が生じないように、利用者の保護及び安全の確保等を最優先とする必要な措置を講じる事に最善を尽くす事を基本方針として、迅速に次の事を行なう。

- ア. 発生状況の把握
- イ. 感染拡大の防止
- ウ. 医療措置
- エ. 行政への報告
- オ. 医療機関との連携

施設長又は施設の代表者は次のような場合には迅速に市町村等の主管部局に報告するとともに、所轄の保健所へ指定の様式により報告し、発生時の対応など指示を仰ぐ。

(ア) 報告が必要な場合

- ① 同一の感染症もしくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合。
- ② 同一の感染者もしくは食中毒による又はそれらが疑われる者が10名以上または全利用者の半数以上発生した場合。
- ③ ①及び②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を感染症の発生が疑われ、特に施設の代表者が報告を必要と認めた場合。

※②については、同一の感染症等による患者等が、ある時点において、10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合であって、最初の利用者等が発生してからの累積の人数ではない事に注意。

(イ) 報告する内容

- ① 感染症又は食中毒が疑われる利用者の人数。
- ② 感染症又は食中毒が疑われる病状。
- ③ 上記の利用者への対応や施設における対応状況等。

※尚、医師が感染症法、結核予防法又は食品衛生法の届出基準に該当する利用者又はその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行う。

5. 利用者に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当指針は、利用者およびその家族等の求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるものとするとともに、ホームページ上に公表する。